

奈良県広域水道企業団水道料金未収金管理回収業務委託 仕様書

1 業務名

奈良県広域水道企業団水道料金未収金管理回収業務委託

2 業務の目的

本業務は、奈良県広域水道企業団（以下、「企業団」という。）の水道料金の未収金管理回収業務を、法律の専門家である弁護士に委託することで、客観的な視点による判断を行い、効果的な債権管理、回収を図ることを目的とする。

3 業務に関する事項

(1) 対象とする債権

- ア 債務者の転居、死亡等により請求先が不明となる等、後も企業団からの督促により回収が見込めない、発生より原則6月を超えて未収状態となっている未収金のうち企業団が指定するもの。
- イ その他、未収状態となっている水道料金等の未収金のうち、企業団が指定するもの。

(2) 業務の内容

ア 支払案内業務

未払者等に対して電話又は文書により支払いがない事実の案内、支払わない理由の確認に関する業務。

イ 集金業務（受注者が開設する口座への振り込みを含む。）

集金については、未払者等から受注者の指定する口座への振り込みを基本とし、必要な場合は受注者からの依頼に企業団が戸別訪問等を実施し毎月末締めの翌月15日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日。）に発注者へ納付（納付のときに必要となる手数料は、受注者の負担とする。）するものとする。ただし委託債権のうち発注者が直接収納した回収金については発注者にて回収金を保持し毎月定期に発注者が直接収納した回収金額及び未払者氏名等を受注者へと通達するものとする。（コンビニ収納の場合、報告時期により収納確認が遅れる場合があるが、その場合は翌月収納分への含めるものとする。）

ウ 滞納者との分納相談

エ 滞納者に関する調査

オ 内容証明郵便の発送（企業団が認めるもの）

カ 支払督促（企業団が認めるもの）

キ 少額訴訟及び訴訟（企業団が認めるもの）

ク 実績報告等

月末時点での未払者ごとの入金状況（委託料の額の積算を含む。）内容の報告書を翌月 15 日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日）までに提出すること。また、未払者等とのトラブル、苦情等及び新たに知りえた未払者の情報について、隨時報告すること。

4 委託契約

（1）委託契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（2）委託料

報告書及び請求書に基づいて企業団と受注者で内容を確認したうえで、委託料（回収金額の●●%（消費税及び地方消費税別。1 円未満切り捨て。））を成功報酬制として企業団は受注者へ請求書受領後 30 日以内に支払うものとする。

（3）回収金額

受注者が回収したとみなす金額については次にあげるもの総和をいい、その他のものについては回収金額とは認めないこととする。

ア 企業団が受注者に委託した債権のうち受注者が回収した金額

イ 企業団が受注者に委託した債権のうち直接企業団に支払われた金額

（4）提供する情報等

企業団が提供する情報は、お客様番号、未払者の氏名、電話番号、未収金額、その他債権回収に必要な情報とする。